



※当初接受日は平成27年1月26日

別紙様式1

金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）（補正版）

平成27年1月26日

金融庁監督局保険課長 殿

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則2.（3）の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令の名称及び条項

保険業法第2条第1項、第3条第1項及び第315条第1号

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

（1）照会者が現在行っている業務

照会者は、LP ガス（プロパンガス）及び都市ガス（以下、LP ガス及び都市ガスを総称して「ガス」といいます。）の販売、ガスの販売に付随する調査業務、ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具の販売等の業務を営んでおります。

LP ガスの販売については、充てん容器等を配送・交換することにより LP ガスを供給する方式（以下「シリンダー供給方式」といいます。）、充てん設備（バルク）を顧客等の敷地に設置し、充てん設備から直接 LP ガスを供給する方式（以下「バルク供給方式」といいます。）及び簡易なガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する方式（ガス事業法第 2 条第 3 項が定める「簡易ガス事業」による LP ガスの販売のことを指しており、以下「簡易ガス事業」といいます。）の 3 つの方式が存在し、シリンダー供給方式及びバルク供給方式による LP ガスの販売は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」といいます。）に基づいて経済産業大臣等の登録を受けた者のみが営むことができる事業であり（液石法第 3 条）、また、簡易ガス事業による LP ガスの販売は、ガス事業法に基づいて経済産業大臣の許可を受けた者のみが営むことができる事業です（ガス事業法第 37 条の 2）。

都市ガスの販売については、導管によりこれを供給する方式（ガス事業法第 2 条第 1 項が定める「一般ガス事業」による都市ガスの販売のことを指しており、以下「一般ガス事業」といいます。）のみが存在し、一般ガス事業による都市ガスの販売は、ガス事業法に基づいて経済産業大臣の許可を受けた者のみが営むことができる事業です（ガス事業法第 3 条）。

照会者は、顧客に対してガスを販売するに当たり、液化石油ガス販売事業者（液石法第 2 条第 3 項）、一般ガス事業者（ガス事業法第 2 条第 2 項）又は簡易ガス事業者（ガス事業法第 2 条第 4 項）として、顧客が使用しているガス給湯器、ガスコンロ、ガスファンヒーター等のガスを消費する場合に用いられる機械又は器具（液石法第 2 条が定める「消費設備」及びガス事業法第 40 条の 2 第 1 項が定める「消費機器」に該当する機械又は器具を指しており、以下「ガス消費機器」といいます。）について、調査をする義務を負っています（液石法第 27 条第 1 項第 2 号、ガス事業法第 40 条の 2 第 2 項）（以下、照会者が液石法第 27 条第 1 項第 2 号又はガス事業法第 40 条の 2 第 2 項に基づいて行うガス消費機器に対する調査を「本件調査」といいます。）。そして、照会者は、本件調査の結果、ガス消費機器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければなりません（液石法第 27 条第 1 項第 2 号、ガス事業法第 40 条の 2 第 3 項）（以下、照会者が液石法第 27 条第 1 項第 2 号又はガス事業法第 40 条の 2 第 3 項に基づいて行うガス消費機器の所有者又は占有者に対する通知を「本件通知」といいます。）。その後、ガス消費機器に発生している故障・不具合を修理するなどの対策を講じるのは、ガス供給を受けている顧客自身であり、故障・不具合を修理するための費用も顧客が負担することになります。

（2）照会者が将来行おうとしている業務

照会者は、ガスの販売及び付随する調査業務に関連して、顧客満足度の向上及び顧客との接点強化を目的として、照会者がガスを販売している顧客のみを対象として、新たに、「ガス消費機器の延長保証」のサービスを中心とした「プレミアムプラン」を立ち上げます。

「ガス消費機器の延長保証」のサービス（以下「本件サービス」といいます。）は、プレミアムプランに加入した顧客が現に利用しているガス消費機器の製造後10年間の保証を提供するものであり、保証内容は、ガス消費機器のメーカー保証期間を含む製造後の10年間、照会者が、メーカー保証とほぼ同等の保証を行うものです。

上記（1）で述べたとおり、照会者は、顧客に対してガスを販売するに当たり、液化石油ガス販売事業者（液石法第2条第3項）、一般ガス事業者（ガス事業法第2条第2項）又は簡易ガス事業者（ガス事業法第2条第4項）として、顧客がプレミアムプランに加入しているか否かに関わらず、顧客が使用しているガス消費機器を調査する義務を負っています。そして、顧客がプレミアムプランに加入していない場合には、ガス消費機器に発生している故障・不具合を修理するための費用は顧客が負担することになりますが、プレミアムプランに加入している顧客については、本件サービスに基づいて、修理費用が10万円以内の場合には、顧客に追加の費用負担を求めることなく、ガス消費機器に発生している故障・不具合の修理を行い、修理費用が10万円を超える場合には、顧客の了解を得た上で、超過部分について顧客負担とした上で修理を行うか、又は10万円以内の同種の新品のガス消費機器を提供します。

ガス消費機器に故障・不具合が発生すると、顧客は、照会者から供給されたガスを使用して当該ガス消費機器を利用することができなくなるため、本件サービスにおいては、照会者がガス消費機器の故障・不具合を修理することにより、顧客における当該ガス消費機器の利用を速やかに復旧させることを目的としています。したがって、プレミアムプランに加入した顧客が、ガスの供給先を照会者から別のガス供給業者に変更した場合には、プレミアムプランに係る契約も自動的に終了することといたします。

照会者は、本件サービスを行うにあたり、顧客用の相談窓口を設置し、顧客から相談を受け付けます。照会者は、顧客からガス消費機器の故障・不具合対応の申し出を受け付けた場合、照会者が顧客を訪れ、ガス消費機器の調査を行い、ガス消費機器に修理の必要性が認められた場合、修理費用が10万円以内の場合には、顧客に追加の費用負担を求めることなく、別途契約を締結する専門業者を手配しガス消費機器の修理を行い、修理費用が10万円を超える場合には、顧客の了解を得た上で、超過部分について顧客負担とした上で同様に修理を行うか、又は10万円以内の同種の新品のガス消費機器を提供します。ただし、本件サービスにおいては、自然災害に起因する故障・不具合及び顧客の帰責事由に起因する故障・不具合については、本件サービスの対象外とします。

以上のとおり、本件サービスにおいて、顧客のガス消費機器に故障・不具合が発生した場合のガス消費機器の調査は照会者により行われ、修理は別途契約を締結する専門業者により行われますが、照会者は当該専門業者との間の契約により、専門業者を照会者の監督下に置き、専門業者がガス消費機器の修理を完了した後、適時に委託業務の遂行状況を照会者に報告することとするほか、照会者から請求がある場合には、専門業者は、随時、委

託業務に係る報告義務を負うこととします。

ガス消費機器に故障・不具合が発生した場合の修理に要する費用は、1万円から3万円程度であることが8割程度となります。また、ガス消費機器は、定価で10万円から40万円程度のものであるため、修理にこれを超える費用を要する場合には、新品のガス消費機器を提供した方が合理的であるため、ガス消費機器の修理を行う意味がなくなります。したがって、本件サービスにおいては、顧客に追加の費用負担を求めることなく修理を行う場合の上限を10万円とした上で、修理費用が10万円を超える場合には、顧客の了解を得た上で、超過部分について顧客負担とした上で同様に修理を行うか、又は10万円以内の同種の新品のガス消費機器を提供することとします。

なお、照会者と専門業者の間の契約においては、専門業者が実施した修理の内容に応じて1件毎の報酬を定め、照会者が専門業者に対して支払う報酬は、修理1件毎の報酬を積算した金額といたします。

3. 当該事実が照会法令の適用対象となる（ならない）ことに関する照会者の見解及び根拠

(1) 照会者の見解

照会者が行おうとする本件サービスは、保険業法第2条第1項に定める「保険業」には該当せず、照会者が本件サービスを行うことは、同法第3条第1項に違反するものではなく、同法第315条第1号の罰則の対象とはならないものと考えております。

(2) 照会者の見解の根拠

本件サービスは、貴庁「少額短期保険業者向けの監督指針Ⅲ-1-1(1)注2」（以下「監督指針」といいます。）でいう「予め事故発生にかかわらず金銭を徴収して事故発生時に役務的なサービスを提供する形態」に該当すると考えます。すなわち、本件サービスにおいて、照会者は、ガスを販売している顧客から毎月プレミアムプラン料金を徴収し、顧客が現に利用しているガス消費機器の故障・不具合という事故が発生した場合にガス消費機器の修理という役務を提供します。

監督指針においては、このような場合には、「①当該サービスを提供する約定の内容」「②当該サービスの提供主体・方法」「③従来から当該サービスが保険取引と異なるものとして認知されているか否か」「④保険業法の規制の趣旨」等を総合的に勘案して、保険業に該当するかどうかを判断するとされています。

そこで、これら①～④に従って、本件サービスを整理すると、以下のとおりであると考えます。

①当該サービスを提供する約定の内容

本件サービスは、照会者からガスの供給を受けている顧客によるプレミアムプラン料金の支払いを前提として、ガス消費機器の故障・不具合発生時（事故発生時）に、当該ガス消費機器の修理（役務の提供）を行うことをその内容としています。ガス消費機器に故障・

不具合が発生した場合に提供されるサービスは、当該ガス消費機器の修理という役務の提供に限られ、顧客に対して修理費用の支払いを行うことや、顧客自らが修理を業者へ依頼した場合の当該業者への修理費用の支払いを代わって行うことはなく、保険金という金銭を給付することによる金銭的な損失を補填の方法がとられることが一般的である保険契約とは異なるものといえます。

なお、本件サービスは、照会者が販売したガスの使用に起因して顧客のガス消費機器に生じた故障・不具合のみならず、照会者が販売したガスの使用を直接の原因としない故障・不具合も対象としていることは認識しております。しかしながら、ガス消費機器の故障・不具合の原因が、照会者が販売したガスの使用を直接の原因とする故障・不具合であるのか、それら以外の原因による故障・不具合であるのかを判断することは極めて困難です。しかも、いずれの原因による故障・不具合にせよ、ガス消費機器が作動不能となった場合には、顧客において、照会者の販売するガスを使用して当該ガス消費機器を利用することができなくなり、顧客の生活に多大なる支障が生じることになります。このような観点からすれば、本件サービスは、照会者のガス販売の前提となるガス消費機器の利用の速やかな復旧という意義があり、また、本件調査及び本件通知に密接に関連した業務であると考えます。

以上のとおり、本件サービスは、照会者がガスを販売している顧客が、現に利用しているガス消費機器の利用の速やかな復旧を図ることを目的としており、また、本件調査及び本件通知に密接に関連した業務であると考えます。

②当該サービスの提供主体・方法

照会者は、本件サービスを行うにあたり、顧客用の相談窓口を設置し、顧客から相談を受け付けます。照会者は、顧客からガス消費機器の故障・不具合対応の申し出を受け付けた場合、照会者が顧客を訪れ、ガス消費機器の調査を行い、ガス消費機器に修理の必要性が認められた場合、別途契約を締結する専門業者を手配しガス消費機器の修理を行います。そして、照会者は当該専門業者との間の契約により、専門業者を照会者の監督下に置き、専門業者がガス消費機器の修理を完了した後、適時に委託業務の遂行状況を照会者に報告することとするほか、照会者から請求がある場合には、専門業者は、随時、委託業務に係る報告義務を負うこととします。また、本件サービスの提供に係るクレーム対応を含め、顧客に対する最終的な責任は照会者が負いますので、本件サービスは、照会者が提供主体として提供するものであり、また、本件調査及び本件通知に密接に関連して提供するものです。

そして、ガス消費機器の調査、修理内容に関する専門業者との協議、本件サービスの提供に係るクレーム対応等には、ガス消費機器に関する専門的知識が必要となるため、ガスの販売及び付随する調査業務等を事業とする照会者であるからこそ提供可能なサービスであり、保険取引とはその性質を異にするものといえます。

加えて、本件サービスにおけるガス消費機器の修理は照会者との間で契約を締結した専門業者により実施されるため、照会者の顧客が照会者から金銭給付を受けることはありません。

せん。このように、顧客の受ける利益は、金銭給付ではなく、役務（修理）提供に限定されており、その提供方法において一般的な保険契約とは異なるものといえます。

③従来から当該サービスが保険取引と異なるものとして認知されているか否か

本件サービスは、照会者が事業を展開するうえで必要不可欠である顧客が現に使用しているガス消費機器に故障・不具合が発生した場合に、ガス消費機器の利用の速やかな復旧を図るサービスです。本件サービスの提供対象は、照会者がガスを販売している顧客が、現に利用しているガス消費機器に限定されています。また、本件サービスにおいては、自然災害に起因する故障・不具合及び顧客に帰責事由に起因する故障・不具合については、本件サービスの対象外としています。

したがって、本件サービスは、顧客の立場から見た場合には、照会者から提供されるガスを利用するに当たっての前提となる環境を整えるためのサービスに該当し、また、本件調査及び本件通知に密接に関連して提供されるサービスに該当すると考えられます。

以上から、本件サービスは、保険取引とは異なるものと認知されるものと考えます。

④保険業法の規制の趣旨

保険業法の規制の趣旨は、多数の参加者からのリスクを集積し集散的に管理することで各参加者のリスクを軽減する仕組みの組成者については、当該仕組みの適切性と履行の確実性を担保するため、履行金額や参加者の人的・社会的関係等に照らして規制の必要がないと認められる特別な事情がない限り、参加者の保護のために勧誘行為を含む業務の適切性と財務の健全性につき当局の監督に服する必要があるということであると解されます。本件サービスは、専らガス消費機器の修理という役務の提供を約するものであるため、保険金という金銭を給付する方法がとられることが一般的である保険契約とは異なるものといえます。また、修理に要する費用は、1万円から3万円程度であることが8割程度となり、10万円を超えるケースは極めて例外的となります。さらに、ガス消費機器は、定価で10万円から40万円程度のものであるため、修理にこれを超える費用を要する場合には、新品のガス消費機器を提供した方が合理的であるため、修理を行う意味がなくなります。したがって、本件サービスにおいては、顧客に追加の費用負担を求めることなく修理を行う場合の上限を10万円とした上で、修理費用が10万円を超える場合には、顧客の了解を得た上で、超過部分について顧客負担とした上で同様に修理を行うか、又は10万円以内の同種の新品のガス消費機器を提供することとします。以上より、本件サービスは、高額な費用を要する役務提供を予定していないため、責任準備金の積立等の保険会社と同様の財務規制になじむものとは言えないと考えます。

また、約定の中で、対象機器・対象除外事由等を明確にし、提供する役務の内容もガス消費機器の修理といった非常に単純・明確なものであるため、他の保険業法の規制を及ぼすべき特段の事情も見当たらないと考えます。

以上より、本件サービスの内容を総合的に勘案すると、照会者が本件サービスを行うこ

とは「保険業」に該当しないものと考えます。

したがって、照会者が行おうとする本件サービスは、保険業法第2条第1項に定める「保険業」には該当せず、照会者が本件サービスを行うことは、同法第3条第1項に違反するものではなく、同法第315条第1号の罰則の対象とはならないものと考えております。

4. 公表の延期の希望

(1) 理由

本件サービスを実施する際に必要となる顧客管理システムの構築及び本件サービスを顧客等に紹介する際に使用する営業用資料の作成に一定の期間を要するため、下記(2)記載の時期まで公表を延期することを希望いたします。

(2) 公表可能時期

平成27年8月1日以降

以上